

未来の科学者育成推進業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 背景・目的

この数年の間で、インターネットの普及や一人一台タブレット端末の活用などにより、学校教育や家庭教育の環境も大きく変わってきており、インターネット上の動画サイト等においても、学習の手助けとなる良質な動画も多くみられるようになってきている。一方で、科学の学習においては、対象物に実際に触れてみて、観察や実験をとおして、自然現象について深く考え、実体験をとおして実感を伴った理解を図っていくことも重要である。本事業については、民間の活力、専門性も活用し、外部の講師による授業等をとおして、児童生徒が科学分野の様々な事象に対する興味・関心・意欲・探求心を伸ばしていくきっかけづくりを行うことを目的として実施するものである。

本業務を実施する事業者の選定にあたっては、民間事業者のノウハウを活かし、質の高い授業を実施することをとおして、児童・生徒が実体験をとおして科学に対する興味・関心を高めることができるよう、高い専門性を持つ事業者を選定することが要求される。応募事業者の組織体制、企画内容、価格等について総合的に判断したうえで、本事業の委託事業者を選定することができるよう、公募型プロポーザルを実施するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務の名称

未来の科学者育成推進業務

### (2) 業務の内容

「未来の科学者育成推進業務仕様書」による。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

### (4) 提案上限額

1,334,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※仕様書「4. 委託内容等」に記載の標準の実施回数にもとづく金額とする。

## 3 参加資格要件

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。

(3)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(4)	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(5)	暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
(6)	本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(7)	本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(8)	労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
(9)	本業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
(10)	豊中市入札参加資格を有すること。（資格を有しない場合、第一交渉権者となった後、契約締結までの間に、入札参加資格審査申込手続きを行うこと。）
(11)	科学教育関連業務を実施した実績があること。

#### 4 日程

項目	日程
実施要領等の公表	令和 5 年（2023 年）5 月 30 日（火）
質問締切日	令和 5 年（2023 年）6 月 5 日（月） 午後 5 時まで（必着） ※メールで質問送付の上、確認の電話を行うこと
質問への回答	令和 5 年（2023 年）6 月 8 日（木） まで ※メールで回答予定
企画提案書等の提出期限	令和 5 年（2023 年）6 月 12 日（月） 午後 5 時まで（必着） ※持参または郵送
第一次審査（書類審査）	令和 5 年（2023 年）6 月 13 日（火）～15 日（木） ※3 者を超える応募事業者があった場合のみ実施
第二次審査 （プレゼンテーション）	令和 5 年（2023 年）6 月 19 日（月）
審査結果の通知	令和 5 年（2023 年）6 月下旬予定

最終選定結果の公表	令和5年(2023年)6月下旬予定 ※市ホームページ等で公表
契約へ向けての交渉、 契約の締結	令和5年(2023年)6月下旬～7月上旬予定

## 5 担当窓口（問合せ、書類等提出先）

豊中市教育センター（担当：山口、高橋）

〒560-0033 豊中市螢池中町3-2-1-600

(TEL) 06-6844-5294

(mail) keikaku@city.toyonaka.osaka.jp

## 6 質疑の方法

(1) 本実施要領及び別紙「未来の科学者育成推進業務仕様書」についての質問は、上記「5 担当窓口（問合せ、書類等提出先）」に行うこと。この場合、質問書（様式8）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。なお、メール送信後に担当窓口へ電話し、質問書の到着を確認すること。

(2) 質問は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 【質問の締切日】令和5年(2023年)6月5日(月) 午後5時まで(必着)

【宛先メールアドレス】keikaku@city.toyonaka.osaka.jp

【回答日】令和5年(2023年)6月8日(木)まで

(4) 参加予定者として、各社からの質問に対する回答の確認をしたい場合は、下記の要領で事前に参加予定を表明すること。(上記(3)で質問事項を送付した場合は、この手続きは不要です。)

【宛先メールアドレス】上記(3)と同じ

【メールの表題】未来の科学者育成推進業務にかかる質疑の確認希望

【締切日】令和5年(2023年)6月5日(月) 午後5時まで(必着)

【その他】本文に会社名、連絡先電話、担当者名を明記すること。

メール送信後に担当窓口へ電話し、メールの到着を確認すること。

## 7 提出書類等

(1) 提出書類

(あ) 提案参加申込書(様式1)

(い) 誓約書(様式2)

(う) 会社概要(様式3)

(え) 業務経歴書(様式4)

(お) 公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書(様式5)

(か) 業務実施体制(様式6)

(き) 見積書(様式7)

(く) 企画提案書

(2) 提出期限

令和5年(2023年)6月12日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出部数

紙媒体 (あ)～(き): 原本1部、副本(写し)1部

(く) : 6部

電子データ : 1部 (CD-R (またはDVD-R) 1枚にデータをまとめて提出)

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 企画提案書の記載要領

- ・様式は特に定めませんが、表紙には以下の事項を記載すること。
  - 【タイトル】 未来の科学者育成推進業務企画提案書
  - 【提案者名】 会社名を記載すること。
  - 【提出年月日】 実際の提出日を記入すること。
- ・仕様書の内容に対応した記載箇所については、記載された業務の項目ごとに分類、章立てした構成とすること。
- ・書類の規格はA4判とし、文字は10ポイント以上とすること。(図表の説明個所の文字はこの限りでないが、視認性を高めるよう配慮して記載すること。)
- ・平易な文章で、わかりやすい表現を用い、誤解の生じにくい記載内容とすること。
- ・ページ番号を付すこと。(図表の配置の都合により付番が困難なページを除く。)

## 8 プレゼンテーション

(1) 開催日

令和5年(2023年)6月19日(月)

(2) 留意事項

- ・各社ごとに時間を割り当て、プレゼンテーション及び質疑を行う形態とする。
- ・プレゼンテーション参加者(説明員)は、最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションに用いる機材等は提案事業者が準備すること。ただし、会場に設置している機材の一部を利用可能。希望する場合は事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションは非公開で実施する。
- ・その他の詳細については、プレゼンテーション参加事業者に後日通知する。

## 9 選定方法及び契約方法

(1) 1次審査の実施

- ・3者を超える申し込みがあった場合、1次審査を行う。

(2) 選定方法

- ・職員で構成する「未来の科学者育成推進業務受託候補者審査委員会」を設置し、

プレゼンテーション内容、提出された書類等により総合的に審査、評価を行う。

(1次審査についてはプレゼンテーションを実施せず、書類審査とする。)

- ・審査、評価の結果として、総合的に最も優れた提案を行った事業者を優先契約候補者とする。
- ・評価基準については、表1のとおりとする。
- ・優先契約候補者との契約交渉後、契約手続きを行う。契約交渉がまとまらない場合は、その業者との契約は行わず、次点の事業者との契約交渉を行う。
- ・審査の結果、すべての事業者が、合計総得点の50%未満の得点であった場合、原則としていずれの事業者とも契約を行わない。
- ・審査方法、過程及び結果についての問合せ、異議については、一切応じない。

(表1) 評価基準

	分類	配点	評価内容
1	実施体制	12	組織体制、事業実績、事業実施体制、担当者の実績
2	出前事業	53	子どもの興味・関心を高める事業内容、実体験を伴う事業内容、教育課程への準拠及び独自事業、安全管理、追加提案
3	連携体制	10	発注者との連携体制、学校との連絡体制・学校の負担軽減
4	金額	25	見積金額（提示した単価にもとづいて標準回数を実施した場合の金額）
	合計	100	

※処分歴について、内容に応じて上記から減点

## 1 0 審査結果の通知と公表

- (1) 優先契約候補者となった提案者には選考結果通知を行う。その他の提案者には選考順位を通知する。
- (2) 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容については、①件名、②履行期間、③受託候補者（名称、所在地、代表者、提案金額）、④公募及び審査経過（経過及び応募団体名称等）、⑤選定理由、⑥採点結果、⑦担当課、⑧その他、について公表を行う。

※応募が2者であった場合は、次点受託候補者の採点結果は公表しない。

## 1 1 契約の締結

- (1) 受託候補者と契約交渉を行い、企画提案書の提案内容をもとに、発注者と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約により契約を締結する。なお、受託候補者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点受託候補者と契約交渉を開始する。
- (2) 契約保証金については、地方自治法施行令及び豊中市財務規則によるものとする。
- (3) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

## 1 2 失格事項

以下の項目のいずれかに該当したものは、業者選定の対象から除外することがあるので十分注意すること。

- ・提出期限に遅れたもの
- ・審査結果に影響を与えるよう、あらかじめ工作が行われたと認められるもの
- ・提出書類が不備なもの（提案書類の追加や分割提出も認めません。）
- ・企画提案書受領から契約締結日の間に、本市から入札参加停止措置を受けたもの
- ・提案上限額を超えたもの
- ・提案内容に虚偽の内容があったもの
- ・提案に関して談合等の不正行為があったもの
- ・他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったもの
- ・選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したもの
- ・その他、本実施要領の内容に違反したもの

## 1 3 その他

- (1) 本企画提案に係る費用は、発注者は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (4) プロポーザル参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式9）を文書で提出すること。
- (5) 提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しないこと
- (6) 企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。